2　競争参加資格

⑴　予決令第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

⑵　開札時までに大阪航空局の平成27・28年度一般（指名）競争参加資格者のうち「建設コンサルタント」でＡ等級の認定を受けていること。(会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき、更生手続き開始の申し立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、再生手続き開始の申し立てがなされている者については、手続き開始の決定後、大阪航空局長が別に定める手続きに基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。)なお、当該資格を有していない者については、「競争参加資格に関する公示」(平成26年10月１日付官報）に記載されている申請方法等により、競争参加資格の申請を受け付ける。

⑶　会社更生法に基づき、更生手続き開始の申し立てがなされている者又は民事再生法に基づき、再生手続き開始の申し立てがなされている者（2⑵の再認定を受けた者を除く。)でないこと。

⑷　競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。)及び競争参加資格確認資料(以下「技術資料」という。)の提出期限の日から開札までの期間に、大阪航空局長より航空局所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領（昭和59年６月28日付空経第386号）に基づく指名停止を受けていないこと。

⑸　警察当局から、暴力団員が実質的に経営支配する者又はこれに準ずる者として、国土交通省公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

⑹　平成13年４月１日以降に完成・引き渡しが完了した、下記の要件を満たす業務の実績を有する者であること。(再委託としての実績は除く。設計共同体の構成員としての実績は、出資比率20％以上の場合に限る。)なお、当該実績が国土交通省の発注した業務である場合は、業務成績評定の評定点が60点未満であるものを除く。

・環境影響評価業務（飛行場の施設の設置又は変更の事業に係る航空機の運航若しくは飛行場の施設の供用を影響要因とする環境影響評価項目を含む業務）

※飛行場とは、航空機の離発着する施設をいう。

※航空機とは、人が乗って航空の用に供することができる飛行機、回転翼航空機、滑空機及び飛行船をいう。

⑺　次に掲げる基準を満たす管理技術者を本業務に配置できること。なお、調査基準価格を下回った価格をもって契約する場合においては、管理技術者とは別に同等の要件を満たす技術者の配置を求めることがある。

１）下記のいずれかの資格を有する者であること。

①　技術士

総合技術監理部門―建設（建設環境）
総合技術監理部門―建設(港湾及び空港)
建設部門―建設環境
建設部門―港湾及び空港
環境部門

②　ＲＣＣＭ（建設環境）
ＲＣＣＭ（港湾及び空港）

２）2⑹に掲げる業務の経験を有する者であること。なお、照査技術者としての実績は認めない。

⑻　大阪航空局が発注した「建設コンサルタント」(環境影響評価業務）の業務で、平成24年４月１日以降に完了した業務実績がある場合においては、これらに係る業務成績評定の平均が60点以上であること。

⑼　競争入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。(資本関係又は人的関係がある者のすべてが設計共同体の代表者以外の構成員である場合を除く。)

⑽　技術資料に示される業務実施体制に関し、次の事項に該当しないこと。

１）再委託の内容が主たる業務の場合。

２）業務の分担構成が、不明確又は不自然な場合。

⑾　技術資料の記載内容が次の項目に該当し、業務が適切に履行できないと判断される場合は競争参加資格を与えない。

１）技術資料の提出がない場合や内容が殆ど記載されておらず、提案内容が判断できない場合。

２）技術資料の各様式（業務実施体制、実施方針等及び評価テーマに対する技術提案）の注記に反する記載がされている場合。

3　総合評価に関する事項

⑴　落札者の決定方法

１）入札参加希望者は、価格及び技術資料をもって入札に参加し、次の各要件に該当する者のうち、3⑵の総合評価の評価方法によって得られた数値（以下「評価値」という。)の最も高い者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すおそれがあって、著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち、最も高い評価値である者を落札者とすることがある。

２）落札者となるべき者の入札価格が予決令第85条に基づく調査基準価格を下回る場合は、予決令第86条の調査(低入札価格調査)を実施する。

３）上記において、評価値の最も高い者が２人以上あるときは、該当者にくじを引かせて落札者を決める。

⑵　総合評価の評価方法

１）評価値の算出方法　評価値の算出方法は、以下のとおりとする。
評価値＝価格評価点＋技術評価点

２）価格評価点の算出方法　価格評価点の算出方法は、以下のとおりとする。
価格評価点の配分点は30点とする。
価格評価点＝（価格評価点の配分点)×(１－入札価格／予定価格)

３）技術評価点の算出方法　技術資料の内容に応じ、下記①～④の評価項目及び本業務が予決令第85条の基準に基づく価格を設定する場合は、⑤の評価を踏まえ評価を行い、技術評価点を与える。
なお、技術評価点の配分点は60点とする。

①　入札参加希望者の経験及び能力
②　配置予定管理技術者の経験及び能力
③　実施方針等
④　評価テーマに対する技術提案
⑤　技術提案等の履行確実性

技術評価点の算出方法は、以下のとおりとする。
技術評価点＝（技術評価点の配分点)×(技術評価の得点合計／技術評価の配点合計)
技術評価の得点合計＝（①に係る評価点）＋（②に係る評価点）＋(技術提案評価点)×（⑤の評価に基づく履行確実性度)
技術提案評価点＝（③に係る評価点)＋(④に係る評価点)

⑶　技術評価点の評価基準等

１）入札参加希望者の経験及び能力　資格・実績等、成績・表彰、事故及び不誠実な行為

２）配置予定管理技術者の経験及び能力　資格・実績等、成績・表彰

３）実施方針等　実施方針、実施フロー、工程表、その他

４）評価テーマに対する技術提案　的確性、実現性

５）技術提案等の履行確実性に関する評価
履行確実性を評価する場合の審査は、技術提案書（履行確実性の審査に必要な部分に限る。)、履行確実性に関するヒアリング及び追加資料等をもとに①業務内容に対応した費用　②配置予定技術者の報酬　③品質管理体制の確保　④再委託先の支払いをそれぞれ審査した上で、総合的に評価する。
なお、ヒアリングに応じない場合及び追加資料の提出を求められた者が追加資料を提出しない場合は、入札に関する条件に違反した入札として無効とする。

4　入札手続等

⑴　担当部局
〒540―8559 大阪市中央区大手前４丁目１番76号大阪合同庁舎第４号館15階　国土交通省大阪航空局総務部経理課契約係　電話番号06―6949―6206　ＦＡＸ番号06―6949―6220

⑵　入札説明書の交付期間、場所及び方法
交付期間　平成29年１月13日から平成29年２月13日まで。(土曜日、日曜日、祝日を除く毎日、09時00分から17時00分までの間。)
交付場所
１）４⑴担当部局
２）４⑵１）の交付場所以外で入札説明書の交付を希望する場合は、４⑴に事前連絡のうえ、大阪航空局管内の空港事務所等で交付を受けることができる。